

環境大臣 様
環境省水・大気環境局長 様

大気汚染防止法の抜本的改正による石綿除去作業の規制強化を求める申し入れ

2013（平成 25）年 5 月 15 日

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会
中皮腫・じん肺・アスベストセンター（担当永倉冬史）

〒136-0071 東京都江東区亀戸 7-10-1 Zビル5F
TEL (03)5627-6007

本年 3 月 29 日、「大気汚染防止法の一部を改正する法律案」が閣議決定されました。この改正案については、石綿除去作業での規制を強化し、石綿の飛散を防止するためのものであることから、私たちとしては基本的に賛成です。一方、これまでに多くの石綿除去工事での漏洩事故が発生し、作業者と住民が石綿曝露を受けており、その状況はこの数年で悪化していると言わざるをえず、抜本的な規制の強化が喫緊の課題となっています。そのため大気汚染防止法の抜本的改正による石綿除去作業の規制の強化のために以下の事項を申し入れます。

1. 石綿の環境濃度基準値については、生涯曝露リスク 10 万分の 1 以下となることを基本とし、海外の基準値と分析方法を考慮し、発がん物質を安全に管理する観点にたって決定すること。

義務のなかった除去工事中の気中石綿濃度測定を義務付け、それに伴い測定方法、濃度の基準値が決められる点は評価できます。濃度の基準値の決定に際しては、環境省の大気濃度の評価基準は平成 8 年の中環審中間答申にあるように、「長期曝露による国民の健康への影響が懸念される物質」については、リスク評価を元に生涯リスク 10 万分の 1 を基準とすべきと考えます。たとえば日本産業衛生学会許容濃度委員会によるリスク評価基準では 10 万分の 1 生涯リスクは 0.053f/L 程度（角閃石石綿含む）となります。

現状では、石綿製品製造工場の敷地境界の基準値である 10f/L（1 リットル中に石綿繊維が 10 本）が採用されてきましたが、10f/L は明らかに高すぎます。明らかに問題のある漏洩事故が発生した場合でも、測定の結果「10f/L 以下なので問題なし」とされ、周辺住民は石綿を吸わされながら問題にされない状況があります。

石綿飛散防止専門委員会（以下、委員会）のなかでは「建物の解体や石綿除去作業は短期間」として生涯曝露ではなく、より短期間を想定し、高い基準値を求める意見もあるようですが、解体工事は私たちの周囲で繰り返し行われるもので、生涯のなかでそれらの作業の近くにいる時間は予測がつかず、安易に「短期間」を定義することはできません。また、石綿除去作業は養生内で行われるため、本来外部への漏洩はあってはならないものであり、わずかでも検出されるということは問題のある工事である点も考慮すべきと考えます。

欧米では一般環境の石綿濃度測定は電子顕微鏡を使用することが常識となっていますが、日本では普及しておらず、光学顕微鏡を使用せざるをえない状況もあります。オランダでは角閃石のみのときに許容範囲を 0.003f/L とする低い数値を採用しているなどの国際的な動向を考慮しながら国内基準を決めることが重要です。

2. 住民への情報公開と説明義務を追加すること。

委員会でも明らかになったように、独自の条例などにより石綿除去工事の監視が充分にできていない地方自治体は限られており、また違反事例の多くは周辺住民や NGO が発見しています。看板の義務付けは当然ですが、それ以上に住民への説明会の義務化、届出情報の開示請求によらない積極的な公開により住民、NGO への情報公開と参加を活用することが今後の安全で適切な工事のために有効です。私たちはこれまでに、いくつかの石綿除去工事で住民、事業者、自治体の間を調整し、第三者の監視により工事の安全性を確保してきた経験があります。関係者の参加によるリスクコミュニケーションは、これらかのリスク管理の主流であり、積極的に取り入れるべきで、そのための入口として情報公開と説明義務を確立することは重要です。また自治体職員のリソースに限りがあることから住民、NGO を活用すべきであり、自治体のリスクコミュニケーションを調整する役割も重要性が増すと考えます。

3. 罰則を強化すること。

改正案の大気汚染防止法では、石綿除去作業について指導などに従わない場合に最高 50 万円以下の罰金、6 月以下の懲役の罰則であり、例えば廃棄物処理法では違反事業者の最高 3 億円の罰金が課せられることと比較して異常に軽すぎます。また指導があっても従うか従うと言えは罰則の適用がなく、抑止効果になっていません。違反事項をもって罰することのできる直罰規定が必要です。中間報告でも罰則の見直しが挙げられており、罰則の見直しをすべき。

4. 事前調査の実施者に旧石綿協会関連の資格、団体を入れないこと。

今回の改正により、解体される建物等の事前調査が義務付けられようとしています。厚労省が所轄する石綿障害予防規則でも事前調査が義務付けられていますが、同規則施行の 2005 年から 2012 年までの間、事前調査について具体的な方法と誰が実施すべきかについては、全く規定がなかったにも関わらず厚労省は 2012 年 5 月に突如として公示により、事前調査を実施できる者として、「アスベスト診断士」等を挙げています。「アスベスト診断士」は旧石綿協会である一般社団法人 JATI 協会が運営している一民間資格であり、旧石綿協会は石綿禁止前に、石綿を輸入し、普及させてきた企業の団体です。これには私たちは強く抗議し、新聞報道もされ、石綿飛散防止専門委員会でも取り上げられました。しかし中間報告の「参考資料」の中の「石綿に関する資格制度の概要」では、作業環境測定士などの公的な資格よりも上位にアスベスト診断士を取り上げて説明しています。

私たちは、現に石綿による被害を受けた者の代表として、旧石綿協会の関連するいかなる資格にも公的な位置付けを与えられることに反対です。環境省が、大気汚染防止法に関連する規則、通知、通達などにより「アスベスト診断士」を事前調査の実施者の候補とするならば、石綿を日本国内に普及させながら利益を上げた一部の石綿関連企業に不当に利益を誘導するものであり、社会的公正さを欠くものであると言わざるをえません。このようなことのないように申し入れます。